

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】教育総務課 教育総務係

個人情報ファイルの名称	児童生徒健康診断表作成事務	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	児童生徒の健康管理のため。	
記録項目	身長（cm）、体重（kg）、栄養状態、脊柱・胸郭・四肢、皮膚疾患、視力、目の疾患及び異常、聴力、耳鼻咽喉頭疾患、結核、心臓、尿、その他の疾病及び異常、学校医所見、事後措置	
記録範囲	館山市内の小中学校に在籍する児童生徒	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】教育総務課 教育総務係

個人情報ファイルの名称	児童生徒結核受診者名簿	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	児童生徒の健康管理のため。	
記録項目	内科健診における結核診断結果	
記録範囲	館山市内の小中学校に在籍する児童生徒	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】教育総務課 教育総務係

個人情報ファイルの名称	尿検査受診者名簿	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	児童生徒及び教職員の健康管理のため	
記録項目	尿検査結果	
記録範囲	館山市内の小中学校に在籍する児童生徒及び教職員	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】教育総務課 教育総務係

個人情報ファイルの名称	児童生徒保健調査票	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	児童生徒の健康管理のため。	
記録項目	身長（cm）、体重（kg）、栄養状態、脊柱・胸郭・四肢、皮膚疾患、視力、目の疾患及び異常、聴力、耳鼻咽喉頭疾患、結核、心臓、尿、その他の疾病及び異常、学校医所見、事後措置	
記録範囲	館山市内の小中学校に在籍する児童生徒	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】教育総務課 教育総務係

個人情報ファイルの名称	就学時健康診断票	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	児童生徒の健康管理のため	
記録項目	既往症，予防接種，栄養状態，脊柱・胸郭・視力，目の疾患及び異常，聴力，その他の疾病及び異常，担当医師所見，担当歯科医所見，事後措置	
記録範囲	翌学年の初めから就学する幼児	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】教育総務課 学校教育係

個人情報ファイルの名称	G I G Aスクール タブレット端末管理台帳	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	児童生徒及び教職員に貸与するタブレット端末を管理・運用するため、アカウント及び端末情報を取り扱う。	
記録項目	児童生徒及び教職員の氏名・タブレット端末の利用に係るアカウント情報（ID・パスワード）・タブレット端末の管理番号	
記録範囲	館山市内の小中学校に在籍する児童生徒及び教職員	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校，ICT支援員業務委託契約の委託先事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和4年8月31日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】教育総務課 学校教育係

個人情報ファイルの名称	学齢簿	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	学籍管理事務，児童・生徒異動通知書関係事務，就学通知事務 区域外就学事務，指定校変更事務を行うため	
記録項目	児童生徒及びその保護者の氏名・住所・性別・生年月日・在籍校・学年・転入学日	
記録範囲	館山市内の小学校に在籍する，または館山市に住民票がある学齢児童生徒及びその保護者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システムへの登録，または申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】教育総務課 学校教育係

個人情報ファイルの名称	児童・生徒名簿	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	児童生徒管理事務、有事の際の緊急連絡のため	
記録項目	児童生徒の氏名・住所・性別・生年月日・学年・学級・兄弟及び保護者の連絡先、職業	
記録範囲	館山市内の小・中学校に在籍する学齢児童生徒及びその保護者	
記録情報の収集方法	各学校からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】教育総務課 学校教育係

個人情報ファイルの名称	教科書給与者名簿	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	無償給付される教科書の適正管理のため	
記録項目	児童生徒の氏名・在籍校・学年・転入学日	
記録範囲	館山市内の小中学校に在籍する児童生徒	
記録情報の収集方法	各学校からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【学校給食センター・学校給食係】

個人情報ファイルの名称	給食費収納管理データ	
行政機関等の名称	館山市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育総部 学校給食センター	
個人情報ファイルの利用目的	給食費収納事務における給食費の収納管理のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 学校、5 学年、6 住所、7 電話番号、8 家族状況、9 銀行口座、10 給食費収納状況、11 公的扶助	
記録範囲	学校給食の提供を受けている者及びその保護者等（平成12年度以降）	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、市内各幼稚園及び小中学校、教育総務課（教育総務係）こども課（幼保係）他の実施機関（社会福祉課）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市内各幼稚園・小中学校、教育総務課（教育総務係）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市教育委員会 事務局 教育部学校給食センター	
	（所在地）〒294-0045 館山市北条 420-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和4年8月31日